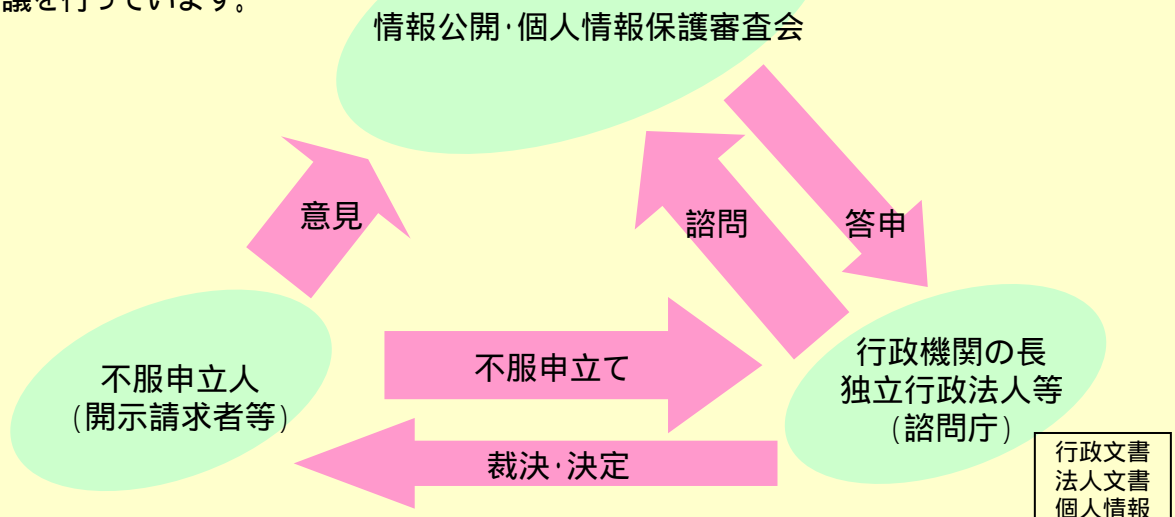


# 情報公開・個人情報保護審査会の役割

## 内閣府情報公開・個人情報保護審査会

### 1. 情報開示請求等の不服を審査しています。

情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行っています。



### 2. 情報公開・個人情報保護審査会の権限

#### < インカメラ審理 >

審査会は、必要があると認めるときは、対象となる文書等の提示を求めることができます。この求めは、拒むことができません。

#### < ヴォーンインデックス >

審査会は、対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができます。

#### < 必要な調査 >

審査会は、意見書又は資料の提出を求めること、鑑定その他必要な調査をすることができます。



### 3. 情報公開・個人情報保護審査会の構成

#### < 委員 >

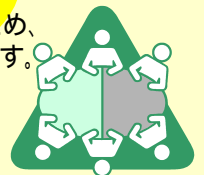
委員15名が3名ずつ5つの部会に属し、各部会において調査審議しています。

#### < 委員の任命 >

委員は、優れた識見を有する者から、衆参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します。任期は3年です。

#### < 事務局 >

審査会の調査審議を補佐するため、独立の事務局が設けられています。



### 4. 国民の皆様への情報提供に努めています。

情報公開・個人情報保護審査会の答申は全て公開されています。

情報公開・個人情報保護審査会の答申は、下記のホームページで入手できます。  
内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp>)

